

# 諸外国における子育て支援の実態を探る

勝浦 眞仁 上田 敏 丈

Exploring the Reality of Childcare Support in Foreign Countries

Mahito KATSUURA and Harutomo UEDA

## I はじめに

拙論（勝浦・上田，2021）において、保護者支援における保育士の抱える困難感を文献研究からモデル化することを試みた。保育士と保護者との関係性が、「関係構築期」、「関係葛藤期」、「関係困難期」と変容していく動態として捉えるとともに、各フェーズにおける保育士の困難感やその背景要因、ならびに、それぞれにおいて求められる保育士の専門性を明らかにしたものが図1である。

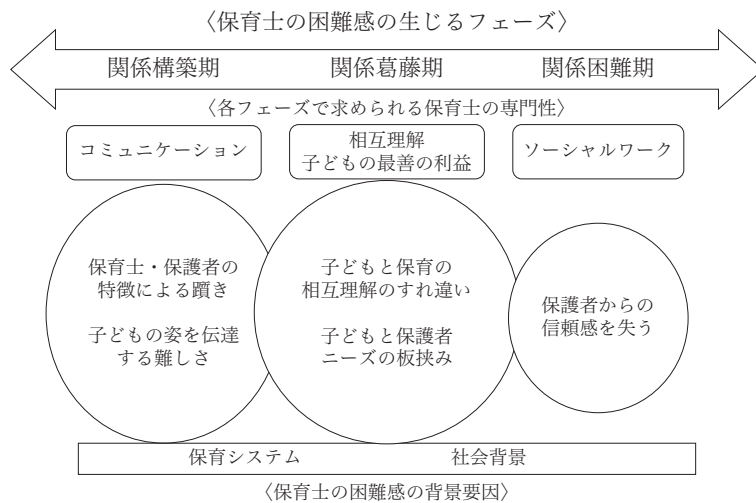


図1 保護者支援の各フェーズで保育士の抱える困難感とその背景（勝浦・上田，2021）

今後、このモデルを実際の保育の場で吟味していくとともに、保護者支援に有効なアプローチについて検討を深めていく必要がある。図1において、保育士と保護者との関係性に着目したように、保護者支援においては、家庭との連携のあり方が問われていくことになる。これは、保育士の専門性として保育所保育指針に位置づけられているが（厚生労働省，2017）、世界的な動向でもありと考えられる。例えば、全米乳幼児教育協会（以下、NAEYC<sup>(1)</sup>とする）は、

家庭や地域との連携に関して、「家庭や地域の多様性について知り、理解する」、「尊重や相互作用を通して家庭と地域を支え、つなげる」、「幼児の発達と学びに家庭と地域を関連させる」といった保育者の養成基準を提示している (NAEYC, 2012)。さらに、保育の質評価の観点から保護者や家庭との連携に関するものを含むスケールも多くある (淀川・秋田, 2016)。

勝浦・上田 (2021) では、日本において生じていると考えられる各フェーズでの保育士の困難感に対して、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性が求められることを示したが、それらが具体的にどのようになされていくべきかについては、まだ十分に明らかになっていない。それゆえに、保護者支援において様々な課題が生まれていると考えられる。家庭との連携が保育士の専門性として世界的に求められる傾向が強まっている中で、諸外国における子育て支援から学び、日本により求められている子育て支援の新たなアプローチを見出す意義があると考えられる。

そこで、先に示した3つの専門性それぞれについて、特徴的な取り組みをしている国の子育て支援を文献研究により検討してみることとした。具体的には、「コミュニケーション」という観点から、保護者委員会というシステムの下、保護者が保育に積極的に参加しているデンマークの取り組みを検討する。次に、「子どもの最善の利益」と「相互理解」という観点から、保護者との合意形成や意見調整を重視してきたアメリカの取り組みを検討する。最後に、「ソーシャルワーク」という観点から、ネウボラの取り組みをしているフィンランドを検討することとした。

これら3つの観点は、別個のものというよりも関連し合っていると考えられることから、それらの連続性について最後に考察する。このように、諸外国における子育て支援の実態を検討していくことを通して、図1で示したような保育士の困難感に対してどのようにアプローチしていけばよいのかを明らかにしていくことが本稿の目的である。

次節では、デンマーク、アメリカ、フィンランドの順に、各国の保育の仕組みを第1項で述べ、第2項でそれぞれの特徴的な取り組みについて詳述し、保育者の困難感を軽減していくアプローチについて考察していくこととする。

## II 諸外国における特徴的な取り組みの検討

### 1. デンマークにおける保護者委員会の取り組み

#### (1) デンマークの保育と保護者委員会

佐藤 (2012) によると、デンマークではコムネ<sup>(2)</sup>が子どもの保育に対して責任を持っているとされる。女性の就業率が高いことから保育サービスは不可欠であり、保育所の利用率が非常に高い。また、生後6カ月～6歳の就学前の子どもで、当該年齢の子どもを持つ親はすべて、コムネから保育サービスを受ける権利が保障されている。デンマークの施設の形態は、保育ママ、小規模保育所的な施設、保育所的な施設、幼稚園的な施設と多様にあり、公立と私立の

両方の施設がある（石田・是永，2017）。保育所ではペタゴ<sup>(3)</sup>と呼ばれる保育の専門職が、子どもたちの教育にあたっている。

保護者との「コミュニケーション」という観点から、デンマークの保育を検討したときに特徴的なのは、表1に示した保育サービス法（dagtilbudsloven）の15条に規定されている2箇条であり、保護者委員会の設置について言及されている。

表1 保育サービス法15条（佐藤（2012）の訳より抽出）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者委員会は、コムーネによって定められた目的と枠組みの範囲内で、日常の保育の原則を決定し、保育所の予算の枠組みを定めることができる。</li> <li>2. 保護者委員会は、保育所の雇用において任命権を持ち、自治体の管理者との面会に参加する権利を持つ。</li> </ol> |
|--|

このように保護者委員会は、利用者の参加と政治的決定過程への関与を目指して設置され、規定では雇用や予算など、保育所の運営に大きな権限をもつとされる（佐藤，2017）。この背景には、1997年に制定された社会サービス法により、保育所だけでなくすべての社会サービスに「利用者委員会」（brugerbestyrelse）の設置が義務付けられたことがある。利用者が政策決定過程に関与することが、デンマークでは一貫して求められてきたのである（佐藤，2017）。

日本においても、PTA活動などで保育活動に保護者が参加してくることはあるが、予算や雇用など保育所運営のコアとなる部分に参画していくことはほぼないであろう。むしろ、子育て支援や保護者支援という概念に見受けられるように、支援をしなくてはならない存在として保護者を捉えてしまいがちである。日本と比較すれば、最初から保育に参画していく仕組みがあり、保護者の積極的な参加が促されることがデンマークの保護者委員会の特徴的な取り組みとして考えられる。では、保護者委員会には具体的にどのような参加の形態があるのであろうか。また、保育士に生じる困難感に対してどのようなアプローチが考えられるのであろうか。

## (2) 保護者委員会の役割の検討と保育士の困難感に対するアプローチ

デンマークにおける保護者委員会の役割について、佐藤（2017）を参照しながら、公立保育所と私立保育所とで共通する面と相違する面を整理する。

共通する面と考えられるのは、「夏祭り、クリスマスなどの行事をペタゴと協働で主催し、実施する」点である。デンマークにあるすべての保育所の保護者委員会が、春・夏のパーティやクリスマスのイベントなどの開催に関わり、協働でイベントを開催している。また、「働く日」（arbejdsdag）もすべての保育所において設定されており、保護者がボランティアで保育所の園庭の掃除やペンキ塗りなど建物の修繕を行っているとされる（佐藤，2012）。なお、公立保育所に比べて、私立保育所の保護者の方がより積極的に労働力を提供しているとされ、ホームページ管理などの仕事を請け負っている場合があるようである。この背景には、私立保育所の保護者の方が保育所の運営により参画していることがあると考えられる。これについては、両者に相違する点において述べることにする。ここまで取り上げた、デンマークの公立および私立保

育所に共通する取り組みは、日本の保育所・こども園の保護者会として、イベントを保育者と協働して行っている園はあるだろう。また、保護者会の取り組みが活性化している幼稚園においては、こういった取り組みが頻回に行われている場合もあると思われる。では、相違する点はどこにあるのだろうか。

公立保育所と私立保育所の相違する点として、特徴的なのは保育所運営の意思決定過程への参加度合いである。違いを明確にするため、私立保育所の場合から述べる。私立保育所は、公立保育所とは全く異なる運営が行われており、保育内容は自由でコムーネからの干渉もない。保護者委員会の議題の中心は「雇用と予算」であり、園長の人事や保育所の改修について話し合われている。それに伴って、日常の保育内容や保育の質に関しては園長に一任されていたり、ペタゴが保育に集中できるよう、面倒な雑務を手伝うことが保護者の仕事として認識されていたりするようである。

このように、私立保育所の保護者委員会は保育所運営に直接の影響を持つ一方で、公立保育所の保護者委員会は保育所運営に間接の影響を持つとされる（佐藤，2017）。公立保育所の保護者委員会では、「雇用と予算」について議題として提示されるが、決定権があるのは園長である。意思決定過程の場に保護者がいるのではなく、園長が保護者から意見を聴く場であるとされる。ただし、公立保育所には保育エリア制度があり、そこに保護者組織が設置されている。この保護者組織には、エリア内の各保育所から保護者委員会の代表者が集まり、コムーネ全体の保育行政について話し合いを行う。よって、コムーネ全体の保育サービス運営そのものに関わることから間接的に影響を与えるといえる。公立保育所の保護者委員会において、保護者が意思決定に係わるものとしては、給食問題やおやつの問題などが挙げられる（佐藤，2017）。

これらは、日本の保育に鑑みれば、保護者会の活動範囲を逸脱する活動であると思われる。直接的にも間接的にも園の「雇用や予算」に保護者がかかわってくることはほとんどない。通常時の保育においてそのような主張をする保護者が現れた場合には、配慮を要する保護者として園から見られることもありうる。ただし、保育所の民営化や子ども園への移行、保育事故等の大きな事象が起こった場合には、保護者が参画せざるを得ない場合もあるだろうが、本論ではこの点については論じない。

ここまで見てきたように、デンマークの保育所の運営においては、利用者である保護者の意見を聴くことは当然のこととして組み込まれているのであり、佐藤（2017）がLarsenをもとに述べているように、「保護者の存在は欠くことのできないパートナー（samarbejdspartnere）」として捉えられている。日本の保育士が、この意識を持っていないわけでは決してなく、「子どもの最善の利益」のために、子どもを共に育てるパートナーでありたいと願う保育士は多くいるであろう。しかし、それが難しい状況もありえることは、拙論（勝浦・上田，2021）で示した通りである。

デンマークの保護者委員会の取り組みから浮かび上がってきたのは、保護者に保育所の活動への参画意識を持ってもらえるように促すにはどうすればよいのかという課題である。保護者

と保育士とが協働するイベントや保育士の仕事と考えられていたところを保護者にお願いすることができれば、子どもの姿を日常的に伝え合うことが可能となり、保護者と保育士との間で前向きなコミュニケーションの生まれてくることから、保護者の保育への参画意識を高めることは、保育者の困難感を和らげることに高めることにもつながりうると考えられる。

しかし、日本において、「雇用や予算」への参画も含めて、保護者にどこまで保育活動や運営への参画を求めることができるのだろうか。保護者の中には保育所の範疇を超える要求が出てくる可能性もあるし、逆に保護者の仕事の忙しさなども相まって、そもそも保育活動への参加が難しい可能性もありうる。それは保護者の事情や園の状況、地域性など様々な要因があるだろう。

保護者の保育への参画意識を高めることにも関連するが、保護者と保育士との間で、保育内容や保育ニーズについてどのように合意形成をしていくのかも大きな課題になると考えられる。この合意形成について先進的に取り組んできたアメリカの子育て支援について次に検討していくこととする。

## 2. アメリカにおける合意形成の取り組み

### (1) アメリカの保育と合意形成

内田（2020）を参照し、アメリカの保育の現状について述べる。アメリカの場合は、州による権限が強く、州の教育省が学校制度を統括している。州によって異なる場合もあるが、一般に義務教育期間は6～17歳で、就学前1年間のKindergartenは義務教育、あるいは公教育として位置づけられている。

Preschoolと呼ばれる3～4歳児が何らかの教育機関に通っている割合は、2016年度の時点において52.7%で、OECD諸国の平均が81.9%であったことと比較すると、低い値になっている。また、2018年の全米統計によると、公立小学校入学前1年間の5歳児の84%がKindergartenに通っているが、4歳児においては68%、3歳児においては40%になっている。6歳未満で、Kindergartenに行っていない子どものうち、40%は保護者のみによって養育されており、残りの60%は何らかの保育を定期的にうけているとされる。具体的には、センターでの集団保育や家庭の身近な人による保育であった。

日本のみならず、先に見たデンマークと比べても、アメリカにおいては、すべての子どもに保育が行き届いていないことが分かる。これらの背景には、家庭の経済状況や人種・民族によって就学前教育や保育へのアクセスのしやすさが異なっていることがあり（内田，2020）、公平な就学前の保育・教育を実践していくことに課題のある現状がアメリカにはあるといえよう。このように、様々な家庭環境のあることが考えられ、それぞれの家庭のニーズに応じた多様な子育て支援が求められているといえる。

これは自閉症のある子どもの支援にもあてはまることで、多様なプログラムが保護者に提供されている。しかしながら、適切なプログラムの内容を裁判所の判断にゆだねなければならない事態が日常的にあるという指摘もある（石井・中村，2012）。保護者と支援者との間で合意



形成が必ずしもうまくいくとは限らない。そういったときに、どのようにして合意形成を図っていくのであろうか。

特別支援教育の領域で考えると、保護者と教育機関との審理件数は増加傾向である中で (Zirkel & Gischlar, 2008)、合意形成や意見調整・調停のための仕組みや工夫が公的・非公的にも整備されてきているとされる (山下, 2011)。その根拠となる法律が、障害のある個人教育法である IDEA (Individuals with Disabilities Educational Act) であり、システマチックな合意形成の過程を進められるようになってきている。保護者と支援者との間で裁判になる手前に、どのようなプロセスを踏んで合意形成を目指しているのかを検討することは、保護者支援において保育士に生じる困難感の軽減につながる知見を見出しうるのではなかろうか。次項では、IDEA を基に合意形成に至るまでのプロセスを検討する。

## (2) 合意形成に至るまでのプロセスの検討と保育士の困難感に対するアプローチ

IDEA においては、6つの基本原則が示されている (高橋・田中, 2017)。すなわち、① FAPE (Free Appropriate Public Education, 無償で適切な公教育を受ける権利の保障)、② Zero Reject (すべての障害のある子どもたちの教育を拒否できない)、③ Fair Assessment (障害のある子どもは、アセスメントを受ける権利がある)、④ Due Process Hearing (学校区との合意形成が困難な場合には、ヒアリングを受け、ジャッジに決定してもらう)、⑤ Parents and Student Participation (個別教育計画のミーティングには、障害のある子どもも保護者も参加できるという原則)、⑥ LRE (Least Restrictive Environment, 最小制約環境で教育を受けさせる義務がある) の6つである。

これらの中で、保護者と支援者との合意形成において重要な働きをするのが、④と⑤の原則であると考えられる。⑤については、個別の教育支援計画の作成の際には、保護者の承諾が求められているように、日本においても浸透してきていると考えられる。一方で、④の Due Process Hearing については、まだ研究の知見が少なく十分に検討されていない。

高橋・田中 (2017) によると、カリフォルニア州の場合、学校区側と保護者側が合意できない場合には、法律に基づき Due Process をファイルする。ファイルを行った場合には、学校区が受け取った15日以内に、子ども側と学校区側の当事者のみで話し合いをもつ。そこで、合意形成ができればよいが、合意形成ができない場合には、オプションで、合意形成を目的として、第三者が入り、双方の意見を聴くミーティング (mediation meeting) が設定される。ただし、子ども側か学校区側のどちらかが希望しない場合には、このミーティングは開催されない。また、学校側が Due Process のファイルを提出する義務を怠っている場合には、保護者側が不服を申し立てするためのミーティング (resolution meeting) が可能とされる。

このように合意形成のためのシステムが、アメリカにおいては法律を基に整えられていることが分かる。これと比較して、日本においては、福祉の分野を中心に、苦情対応や苦情解決といったように、「苦情」という観点から考えられがちである。これは、社会福祉法第82条に「その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」

という文言があることが背景にあると考えられ、社会福祉法人の運営する保育所においては、その窓口が設定されている。

保護者と保育士との間で生じる様々な問題に対して、合意形成を目指すのか、それとも、苦情解決を目指すのかを考えたとき、問題を解決しようとする方向性は同じようであり、保護者と保育士、それぞれが相手に向き合うスタンスに大きな違いが生じているのではないだろうか。すなわち、保護者と保育士・保育所が合意形成を目指す場合、両者は対等な立場から問題の解決に向かうことになる。その結果として、合意形成がうまくいかない場合も生じることが前提になっているから、第三者の介入も視野に入れておく必要が生まれてくる。一方で、保護者の苦情に対して、保育士・保育所側がそれを解決することを目指す場合には、サービスを受ける側である保護者の苦情に対して、サービスを提供する側である保育士ができる範囲でそれに応えていこうとする構造をとることになる。両者の間に第三者が介入することもありうるが、そういった大事にならないように、当事者間の話し合いの中で収めていこうとする。

保護者と保育士との話し合いの中で解決していこうとする姿勢は否定されるものではなく、むしろ大切な姿勢であると思われるが、あまりにも保護者ファーストの姿勢が強まってくると、保育士の困難感が強く表れてくることになるだろう。「子どもの最善の利益」のための保護者のニーズであれば、保育士側も対応することを厭わないであろうが、「子どもの最善の利益」につながるとは思えない保護者のニーズや苦情に対しては、図1で示唆したように、子どものいまのニーズとの間で板挟みになってしまうのである。

つまり、「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換し、合意形成がなされていくならば、保育士の困難感は生じにくいと考えられる。しかし、保護者と子どもそれぞれのニーズに引き裂かれてしまうと、保育士は葛藤し、内面に困難感を抱え込んでしまうことになる。この困難感をできるだけ生じないようにしていくためには、保護者からの「苦情」という固定的な観念から脱却していく必要があるのではなかろうか。「苦情」と受け止めている限りにおいて、それに対応するという枠組みからも保育士側は抜け出せなくなってしまうのである。また、「子どもの最善の利益」のための話し合いであっても、合意形成に至らないこともありうる。そのときのために、専門家や指導員など外側からの違う視点から介入しうるシステムを作っておくことは保育士の支えになるのではないだろうか。

### 3. フィンランドにおけるネウボラの取り組み

#### (1) フィンランドの保育とネウボラ

澤田(2019)および三井(2019)を参照し、フィンランドの保育の概要について述べる。フィンランドでは、伝統的に多くの家族が核家族・共働きであるので、保育施設の量的な充実は国や自治体の重要な役割であった(Kela, 2019)。乳幼児期の教育・保育を一体的に捉えるECEC(Early Childhood Education and Care system)に沿って多様な保育サービスが展開されている。具体的には、パイヴァコティ(デイケアセンター、保育所)、プレプライマリー・スクール(就

学前教育施設)、オープンデイケア(自由参加型保育)、アフタヌーン・ケア(学童保育)、ファミリー・デイケア(家庭的保育)等がある。

ECECは子どもの幸福・福祉に焦点を当て、生涯教育の一部として展開されている。就学前教育への参加は義務であり、ほとんどが公立園である(石田・是永, 2017)。3歳未満は保育者1人に対して子ども4人、3歳以上は保育者1人に対して子どもが8人と法律上は定められている。どのような子どもも無条件で1日4時間の保育を受ける権利を有する。また、すべての子どもに個人カリキュラムが用意されており、作成に保護者も関与する。子どもに関して細やかな聞き取りがなされるとともに、保護者のさまざまな事情に対応できる仕組みになっており、保護者の安心とともに生活を支援する仕組みが整っている。子どもを取り巻く人々の生活を良いものにしなければ大人も子どもも幸せになれないのだという理念の実践があるという(廣橋・李, 2009)。

このように手厚い福祉国家であるフィンランドにおいて、昨今着目されているのが、ネウボラである。ネウボラとは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援のみならず、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートを目的としているものである(フィンランド大使館東京, 2022)。ネウボラはどの自治体にもあり、約850ある。妊娠期間中から出産後、そして、子どもが小学校に入学するまで定期的に通い、保健師や助産師を中心に専門家からアドバイスをもらうことができる場であり、同じ担当者が継続的にサポートすることで信頼関係を作りやすくとされる。1回の面談は30分から1時間で、医療機関の窓口として、出産入院のための病院指定、医療機関や専門家の紹介もされ、その情報は蓄積されていくとされる。

では、具体的にネウボラはどのような活動をしていくのかを中村・小柳・矢田ら(2020)を基に参照していくとともに、保育士の困難感に対してどのようなアプローチが可能かを検討する。

## (2) ネウボラの検討と保育士の困難感に対するアプローチ

出産後の子どもを対象とする「子どもネウボラ」では、子どもが4カ月、18カ月、4歳に達した際に健康診査を行うとされる。ネウボラナースが、家族の健康状態や生活習慣について、ガイドラインをもとに両親から丁寧な傾聴が行われている。子どもが4歳であれば、子どもからも聞き取りを行っており、子どもだけでなく家族全体という観点から変化を話し合う姿勢が明確であったとされる。また、保護者の意見として、担当者が同じかどうかはあまり大きな問題ではなく、子どもが誕生してから今までの健診の結果がすべて一元管理されていて、それをもとに毎回丁寧な対話がなされることに安心感を抱いていることが述べられていた。

さらに、4歳の健診においては、遊びの場面における子どもの長所と発達に関する保育者の気づきが重要であることから、パイヴァコティでの保育者の子どもに対する見立てを保護者もネウボラにて共有されているとのことだった。また、これを基に先に述べた個人カリキュラムである個別教育計画(Vasu)が作成される。ここでは、保護者のみならず、子どもも参加して



いるとされていた。

日本においても、乳幼児健康診査等の母子保健システムにより、子育てを支えようとする取り組みは行われてきている。世界と比しても優れた仕組みが日本にはあるが、保育士の困難感という観点から、ここまで提示してきたフィンランドのネウボラと比較してみたときに、保育士の見立てを保護者や子どもと共有できる場が日本にあるだろうか。さらに、保育士の見立てをもとに保護者や子どもも交えて関係者が対話し、個人プログラムの作成につながる仕組みは、日本にはない特徴的な取り組みである。つまり、母子保健において、保育士が連携を図る「ソーシャルワーク」が自然と組み込まれている。このように日常から外部とのつながりがあることは、保育士の立場の支えになりうる。

現在の日本の母子保健システムにおいて、保健師と保育士が日常的に情報共有できているわけではない。健診で発達に気がかりな面があり、保健師が保育所に問い合わせることはあるだろうし、行っている園で子どもの発達に課題があると考えられる場合には、保育所側から3歳児健診の結果を問い合わせることはあるだろう。何か気がかりなことがあったとき、その子どもについてお互いに問い合わせがなされることはありえるが、すべての子どもたちについて共有されているわけではない。現在の日本において、子どもに関する情報の主たる担い手は保護者一人ひとりであり、その記録として、母子手帳がこれまで重要な役割を果たしてきた。

一方で、フィンランドにおいてはネウボラという仕組みの下、ネウボラナースを中心として、すべての子どもにおいて情報が共有されている。また、そこには保育士が情報を提供できるのみならず、その情報を保護者だけでなく子ども自身も共有しているところが特筆すべき点であるといえよう。このように情報が共有できているのであれば、保護者との信頼関係が損なわれてしまうケースを避けることができ、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減することにつながるであろう。日本においても、保護者のみならず、健診に携わった保健師など、子どもにかかわってきた人々と保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出していくことが今後求められるのではあるまいか。

一方で、ネウボラのシステムにおいても、家族の情報が少なく、虐待、ネグレクト、親の精神的な問題で十分に養育できないなどの家族がいる中で、そのサポートに十分な時間やリソースが取れず、保護者との信頼関係が築きにくい場合もあるという課題が指摘される（Pölkki & Vornanen, 2016）。これは日本でも多く想定されることであり、システムがあったとしても、すべてが上手くいくわけではない。こういった場合には、どのような情報共有が可能なのかはこれからの課題である。

### III. 本研究の結論と今後の課題

ここまで、図1のモデルを起点として、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性をどのように発揮していけばよいのかをデンマーク、アメリカ、

フィンランドの子育て支援をもとに検討し、保護者支援に対する保育士の困難感を軽減するためのアプローチについて考察してきた。デンマークの保護者委員会の取り組みからは、保護者の保育への参画意識を高めることの必要性、アメリカの合意形成の取り組みからは、「子どもの最善の利益」という共通理解のもとに、保護者と保育士とが対等な関係から意見交換する必要性、フィンランドのネウボラの取り組みからは、保護者のみならず、子どもにかかわってきた人たちと保育士が情報共有を通して、子どもの育ちに資する対話が生まれてくる土壌を創り出す必要性について述べてきた。これらが実現されていくなれば、保護者支援に対して、保育士の抱える困難感は和らいでいく筋道になりうる。

ここまで見出してきた3つの必要性について共通しているのは、保護者が子どもの保育に携わる一員であるという意識が各国において強くあることであった。保育士が保護者をクライアントとして捉えるのではなく（中島，2014）、保護者と保育士とが「子どもの最善の利益」のために、共にその育ちを支える人として、パートナーシップを結ぶことを大切にしていることが各国の取り組みにおいて見出された。北野（2017）が述べているように、家庭教育の支援（Support）から、家庭との連携（Involvement）へ、さらに家庭との協働（Partnership）へと変遷してきた側面があると考えられる。

もちろん日本の保育において、家庭との連携および協働を全くしてこなかったというわけでは決してなく、ここまでの本論に述べてきたように、取り組んでいる園は数多くあると思われる。しかし、保護者支援が保育士の困難感として表れているのは、その家庭との連携や協働がまだ十全には機能していないからではなかろうか。また、フィンランドのネウボラナースの取り組みを考慮すれば、子育て支援において保育士にどこまでの役割を担ってもらうのかを明確にするための議論が必要なのではないだろうか。

実際、ここまで見てきた各国においては、法律上またはシステム上において、保護者の参画を位置付けている。しかし、日本において、保育に保護者の参画が位置付けられているとはいえない。むしろ、母子手帳の管理において暗に指摘したように、日本では保護者が第一義的に子どもの養育を担う人であり、保育士や保健師等は保護者の養育をサポートする人と位置付けられている。

子育てに携わる枠組みの中で、保育士、保健師などと対等に、保護者もその一員として子どもの育ちについての対話を重ねていくという構造が諸外国では中心であるのに対して、保護者が養育の最たる担い手として子育ての中心に位置し、その周辺で保育士や保健師にサービスを求めて、その対価を支払うとともに、保育士もそのサービスに応えようとする構造が日本において暗黙のうちに染み渡ってしまっているのではないだろうか。保護者を支援される人、「苦情」を言う人とする枠組みを打破していかなければ、真の子育て支援にならないと考えられる。

一方で、核家族や共働き世帯が増え、日々忙しくなっている保護者にどこまでの保育への参画を求められるのかも課題である。保育所や子ども園などの保育士が保護者に呼びかけたとしても、参画するのはごく一部の人になってしまう可能性が否めない。また、子どもの発達に対して不安や心配を抱える保護者も多くあり、子どもを評価されることに抵抗感のある保護者も

いる。

上記のような課題も残るが、諸外国のように、保護者と保育士とが対等な立場から子育てについて対話する関係性、パートナーシップを創り出していくことが日本に求められている。法律的またはシステムによるアプローチは現状難しいが、「子どもの最善の利益」のために、子どもに関する情報を共有する基盤となる活動がその突破口にはなりうる。例えば、連絡帳や成長のアプリの記録などがあげられよう。

## 今後の課題

本稿においては、保護者との「コミュニケーション」、「子どもの最善の利益」を踏まえた保護者との「相互理解」、各機関との連携を視野に入れた「ソーシャルワーク」といった保育士の専門性を深掘りしうる各国の取り組みを部分的に取り上げたため、全体のシステムとしてどのように捉えればよいのかについて言及しきれていないところが残った。稿を改めて議論していくこととする。

## 注

- (1) National Association for the Education of Young Children の略称である。
- (2) コムーネ (Kommune) は、市町村に相当するデンマークの基礎自治体である。
- (3) ペダゴグ (Pædagog) は、英語では“social educator”または“social pedagogue”と訳されることが多い。また、子どもだけでなく障害者ケアの現場でも働くことされる。
- (4) 全般的な執筆は第一著者が担当し、原稿の確認を第二著者が担当した。

## 引用文献

- フィンランド大使館東京 (2022) フィンランドの子育て支援, <https://finlandabroad.fi/web/jpn/japanese-finnish-childcare-system>, アクセス日: 2022年9月12日
- 廣橋容子・李相済 (2009) フィンランドにおける子どもと保護者への支援. 国際研究論叢22(3), 55-66.
- 石田祥代・是永かな子 (2017) 心理的・福祉的諸問題に注目した義務教育諸学校における児童生徒支援に関する研究—デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・フィンランドにおける支援システムモデルの特徴と課題から—, 北ヨーロッパ研究13, 9-19.
- 石井正子・中村徳子 (2012) ニューヨーク, ボストンにおける自閉症児教育—多様な教育プログラムと保護者による選択—, 学苑・初等教育学科紀要860, 82-97.
- 勝浦眞仁・上田敏丈 (2021) 保護者支援における保育士の抱える困難感のフェーズを探る—保育士による保護者支援のための文献研究—, 桜花学園大学保育学部研究紀要24, 35-50.
- KELA (2022) フィンランド社会保険庁公式ホームページ, <https://www.kela.fi/web/en>, アクセス日: 2022年9月10日
- 北野幸子 (2017) 家庭との連携に関する保育者の専門性に関する検討, 保育学研究55(3), 9-20.
- 厚生労働省 (2017) 保育所保育指針, フレーベル館.

- 三井真紀 (2019) フィンランドの保育における共生の現状—幸福の国で親になる移民—. VISIO49, 51-57.
- NAEYC (2012) 2010NAEYC Standards for Initial & Advanced Early Childhood Professional Preparation Programs: For use by Associate, Baccalaureate and Graduate Degree Programs. NAEYC.
- 中村千恵 (2014) カリフォルニア州における移行期における保護者支援の理念と取り組み. 心理社会的支援研究 4, 37-50.
- 中村恵・小柳和喜雄・矢田匠・矢田明恵・古川恵美(2020)共主体が育まれる学習環境の検討—フィンランドにおける対話による示唆—. 畿央大学紀要17(2), 11-20.
- Pölkki, P. L., Vornanen, R. H. (2016) Role and Success of Finnish Early Childhood Education and Care in Supporting Child Welfare Clients: Perspectives from Parents and Professionals. Early Childhood Education Journal 44, 581-594.
- 佐藤桃子 (2012) デンマーク市における「利用者委員会」の役割に関する研究—オーデンセ市の保育所と保護者委員会の事例からの考察—. 地域福祉研究 40, 68-77.
- 佐藤桃子 (2017) デンマークの保育所における利用者参加の展開—保護者の「発言」の経路と機能—. 北ヨーロッパ研究 13, 21-34.
- 澤田真弓 (2019) フィンランドの特別支援保育プログラムについて—保護者との協同と言語教育の視点から—. 兵庫大学論集 24, 59-69.
- Siraj, I., Kingston, D. & Melhuish, E. (2016) 保育のプロセスの質評価スケール(淀川裕美・秋田喜代美, 訳) 解説 代表的な保育の質評価スケールの紹介と整理. 明石書店. 88-89.
- 高橋眞琴・田中淳一 (2017) 障害者差別解消法と学校教育—米国カリフォルニア州での特別教育を経験して—. 鳴門教育大学学校教育研究紀要 31, 33-39.
- 内田千春 (2020) アメリカ合衆国の乳幼児期のケアと教育の現状と研修システムを通じた改革への動き. 保育学研究 58(2・3), 205-215.
- 山下晃一 (2011) 保護者との合意形成及び意見調整・調停の仕組み—アメリカの場合: 教育行政・制度研究の立場から—. 日本教育学会第70回大会, 77.
- Zirkel, P. A. & Gischlar, K. L. (2008) Due Process Hearings Under the IDEA. Journal of Special Education Leadership Vol. 21 Issue 1, 22-31.

## 付記

本研究は、厚生労働科学研究費補助金による「F-SOAIIP を用いた特別な支援の必要な保護者対応の記録システムの開発」(21AA1001)の助成、および、JSPS 科研費「知的障害・発達障害のある幼児を育てる両親の well-being に関する研究」(21K13563)の助成を受けた。

(受理日 2022年9月14日)